

～生活保護に関してお困りの方へ～
日本弁護士連合会・秋田弁護士会による

全国一斉

生活保護 ホットライン

電話相談
無料

生活に困っている方々の相談をお受けし、今、生活保護の現場で何が起きているかを
明らかにするために、全国一斉電話相談を実施します。

1 例えば、こんな相談に弁護士が直接お応えします。

- ・申請書がもらえない。
- ・役所（福祉事務所）から次のように言われた。
 - 「家族に援助してもらいなさい」
 - 「生活保護ではなく、別の制度（生活困窮者自立支援制度）を利用しなさい」
 - 「65歳までは働けるので、頑張って仕事を見つけないさい」
 - 「自動車を処分しなさい」
 - 「所持金がなくなってから来なさい」
 - 「ホームレスなので生活保護は受けられない」
 - 「借金があると生活保護は受けられない」
 - 「家賃が高すぎるから生活保護は受けられない」
 - 「保護費を返してください」
 - 「辞退届を書いてください」
 - 「住宅扶助の基準が変わったので安いところに転居しなさい」
 - 「資産申告書を提出しないと保護を停止・廃止します」

2 相談料・電話代はかかりません。下記の無料電話番号は、12月9日のみ有効です。下記
時間内は、秋田県に在住の方は秋田弁護士会の特設電話につながります。午後3時過ぎから
午後10時までは、実施している県外の弁護士会へつながりますのでご利用ください。

ひんこんは なくす



0120-158-794

12月9日(金) 10:00～15:00

お問い合わせ先 018-862-3770 (秋田弁護士会)

※秋田弁護士会以外の実施案内は日弁連ホームページに掲載しています。なお、回線混雑等の事情により、つながりにくい場合もございますので、あらかじめご了承ください。